



協発第100722-01号
平成22年7月22日

日本年金機構
理事長 紀陸 孝 殿

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

保険料収納業務の強化のお願いについて

全国健康保険協会管掌健康保険及び船員保険の保険料収納等の業務について、ご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、貴機構より、平成21年度の保険料収納率実績について、前年度実績を下回った旨発表されました。

ご案内のとおり、当協会の保険料率については、保険料収納率の実績を前提として設定されており、収納率の動向が直接影響を及ぼす仕組みになっています。

特に、平成22年度の健康保険料率については、極めて厳しい財政状況の中でかつてない大幅な引上げを行わざるを得ませんでした。また、平成23年度以降についても更なる引上げが避けられない見通しではありますが、保険料負担をできるだけ軽減できるよう、協会としては実施できる対策に最大限努めることとしております。

これらの点にご配慮いただき、保険料収納率の向上を図られますよう、平成22年度以降（過年度分を含め）の保険料収納業務に一層のご尽力をお願い申し上げます。

平成21事業年度 業務実績報告書(抄)

日本年金機構

平成21年度計画に対する取組ポイント

3 国民年金、厚生年金保険等の適用・徴収、年金給付・相談の取組状況

(2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険等の適用促進、徴収対策の推進

未適用事業所等の把握及び適用（加入手続き）の促進については、旧社会保険庁における取組を継続し、①民間委託による適用勧奨②機構職員による重点的な加入指導や認定による加入手続き等を実施しました。

これらの取組による実績については、前年度と概ね同程度の水準となっておりますが、年金記録問題への対応を優先したこと等から、中期計画の当面の目標である「社会保険庁における平成18年度の実績水準」を大きく下回っており、未適用事業所の解消に向けて、一層の努力を要する状況となっております。

なお、平成22年3月末現在で、機構が未適用事業所として把握している事業所数は、111,990事業所となっております。

・ 職員の戸別訪問による重点的な加入指導事業所数	
1,652事業所（20年度）	→ 3,390事業所（21年度）
・ 適用促進対策を講じた結果、適用した事業所数	
3,381事業所（20年度）	→ 3,139事業所（21年度）
・ うち認定による加入手続き（いわゆる職権適用）実施数	
21事業所（20年度）	→ 34事業所（21年度）
・ 事業所調査件数	
45,933事業所（20年度）	→ 47,402事業所（21年度）

保険料の徴収対策の推進については、納付期限内の納入を確実なものとするため、各事業所に対する口座振替による保険料納付の促進に努めましたが、厳しい経済状況の下で、口座振替を辞退する事業所が増加し、平成21年度末口座振替実施率は81.2%となり、前年度の実績(81.9%)を下回りました。

滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分については、口座振替不能となった事業所に対して電話による納付督促を実施、督促指定期限までに納付されない事業所には来所通知書による呼出徴収、来所に応じない事業所については臨場し納付督促を実施するなど確実な徴収と滞納防止に努めました。また、長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等に対しては、金融機関に預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知等による納付督促に努め、納付計画を示さない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めました。

しかし、厳しい経済情勢の下で滞納事業所数が大幅に増加したこと等から、厚生年金保険の保険料収納率についても、平成21年度においては98.0%となり、平成20年度実績98.4%を下回ることとなりました。

【P 3から抜粋】

提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2. 保険料等収納事務に関する事項

(2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進

厚生年金保険等の収納確保に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組む。

ア 口座振替の推進

保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の推進を図る。

イ 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

滞納事業所に対しては、速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。

なお、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、滞納事業所から納付が困難である旨の申出があった場合には、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に聞き取ったうえで、きめ細やかな納付指導を行う。

各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、以下の事項について3か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。

- ・ 収納率及び滞納事業所解消数
- ・ 口座振替実施率

保険料の納付期限内の納入を確実なものとするため、各事業所に対する口座振替による保険料納付の促進に努めました。具体的には、新規適用届を提出する事業所に対して、口座振替による納付を推奨しました。

しかし、厳しい経済状況の下で、口座振替を辞退する事業所が増加し、平成21年度末口座振替実施率は前年度の実績を下回りました。

口座振替実施率（厚生年金保険）

81.9%（平成20年度） 81.2%（平成21年度）

滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分については、口座振替不能となった事業所に対して電話による納付督促を実施、督促指定期限までに納付されない事業所には来所通知書による呼出徴収、来所に応じない事業所については職員が訪問し、直接納付督促を実施するなど確実な徴収と滞納防止に努めました。

また、長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等に対しては、金融機関に預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知等による納付督促に努め、納付計画を示さない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めました。

しかし、厳しい経済情勢の下で滞納事業所数が大幅に増加したこと等から、厚生年金保険の保険料収納率については、前年度の実績を下回ることとなりました。

保険料収納率（厚生年金保険）

98.4%（平成20年度） 98.0%（平成21年度）

【別表10：厚生年金保険等徴収関係指標の推移】

厚生年金保険等徴収関係指標の推移

指標名		単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
保険料収納額 (過年度分を含む)①	厚生年金保険	億円	200,584	209,834	219,690	226,905	222,409
	協会管掌健康保険	億円	65,676	66,403	67,759	66,181	63,194
	船員保険	億円	639	621	615	611	551
保険料決定額 (過年度分を含む)②	厚生年金保険	億円	203,577	212,612	222,672	230,627	226,932
	協会管掌健康保険	億円	67,090	67,752	69,251	68,052	65,480
	船員保険	億円	694	670	659	655	596
保険料収納率 ①/②	厚生年金保険	%	98.5	98.7	98.7	98.4	98.0
	協会管掌健康保険	%	97.9	98.0	97.8	97.2	96.5
	船員保険	%	92.1	92.6	93.3	93.3	92.4
滞納事業所数		事業所	105,545	108,070	123,655	147,171	162,423
差押え事業所数		事業所	13,631	15,613	12,879	10,483	8,250
口座振替実施率	厚生年金保険	%	84.2	84.0	83.5	81.9	81.2
	協会管掌健康保険	%	85.5	85.5	84.6	82.8	81.5
	船員保険	%	56.4	56.4	56.1	55.6	52.1

(注1)協会管掌健康保険とは、全国健康保険協会が運営している主に中小企業の従業員を対象とした健康保険のことです。同健康保険の保険料については、年金保険料と併せて、機構が一括して徴収を行っています。

(注2)各年度の数値は、翌年度5月31日現在の数値を計上しています。